

各 位

大垣労働基準監督署長



クレーン等の玉掛け等作業の安全について

労働行政の運営につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成30年12月、当署管内において橋梁建設工事現場で移動式クレーンを用いてトラックに鋼材を積み込む作業中に、玉外し作業を行っていた労働者が鋼材の下敷きとなり死亡する災害が発生しました。詳細な発生状況、原因等は現在調査中ですが、主たる原因は、玉掛け用ワイヤロープの取り外しを移動式クレーンのフックを巻き上げることにより行われていたため、ワイヤロープが荷に引っ掛かり荷崩れが発生し、被災者が鋼材の下敷きとなったと考えられます。

当署管内では昨年8月に同様の死亡災害が発生しており、2年連続でクレーン等の玉掛け等作業で死亡災害が発生していることは、非常に憂慮すべき状況です。

つきましては、類似のクレーン等の玉掛け等作業による労働災害の発生を防止するため、下記事項について、関係事業場等に周知されるとともに、対策の徹底を図られますようお願いいたします。

記

1. ワイヤロープ等の玉掛け用具を取り外す際には、移動式クレーンのフックの巻き上げによって引き抜かないこと。また、移動式クレーンの作動中は玉掛け者を直接つり荷及び玉掛け用具に触れさせないこと。
2. 手で抜くことが困難な太い玉掛け用ワイヤロープ等をやむを得ず移動式クレーンを用いて引き抜くときは、細かく合図を送りながら慎重に引き抜き、ワイヤロープのアイを他の荷に引っ掛けないこと。引っ掛かっているロープを無理に引き抜くと荷崩れや荷を倒すおそれがあるため、作業中は危険を及ぼすおそれのある範囲に労働者を立ち入らせないこと。
3. 玉掛け等作業に従事する労働者の中から当該玉掛け等作業に係る責任者を指名すること。玉掛け作業責任者は玉外しの方法が適切であることを確認し、不適切な場合は玉掛け者に改善を指示すること。
4. 玉掛け作業の安全に係るガイドライン(平成12年2月24日発出)に基づき適切な措置を講じること。

=この件に関するお問い合わせ=
大垣労働基準監督署
安全衛生課 担当：早川
電話 0584-78-5184

玉掛け等作業における死亡災害事例 (大垣署管内)

飛来・落下災害		年月	業種 年齢	起因物	略図	災害概要
		被災程度			災害原因	災害防止対策
平成 30年 12月	建設業	50代	金属材料	死亡		<p>クレーンを用いて架設ベント材 (50×50×500cm) をトラックに積み込む作業を行っていた。3列3段でトラックに積み込み、最後のベント材の玉掛けワイヤロープをベント材から外す際、クレーンを巻上げることにより玉掛けワイヤロープをベント材から抜いたため、玉掛けワイヤロープがベント材に引っかかりベント材が2.5m落下、ベント材の下敷きになった。</p>
					<ul style="list-style-type: none"> ・ベント材にワイヤロープが引っ掛かったままの状態での巻上げの動作を行ったこと。 ・ベント材にワイヤロープが引っ掛かったままの状態での巻上げの動作を行う際には、荷の下に入らないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・巻上げ動作時に誤って荷を吊ってしまわないよう、玉外しの作業ではクレーンのフックから玉掛けワイヤロープを取り外すこと。 ・荷にワイヤロープが引っ掛かった状態でクレーンの巻き上げを行わないこと。

飛来、落下災害		年月	業種 年齢	起因物	略図	災害概要
		被災程度			災害原因	災害防止対策
平成 29年 8月	運送業	30代	荷姿の物	死亡		<p>コンクリートパイルを橋型クレーンを用いてトラックの荷台に載せる作業中、パイルに掛けられたワイヤロープを外し、クレーンのオペレータが巻上げ及び走行操作をしたところ、ワイヤロープがパイルの先端の金具に引っ掛かり、荷台から落下したパイルの下敷きとなった。</p>
					<ul style="list-style-type: none"> ①パイル先端の金具にワイヤロープが引っ掛かったままの状態での巻上げ等の動作を行ったこと。 ②玉掛けの状況が十分に見える位置でクレーンの運転作業を行っていなかったこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ①巻上げ動作時に誤って荷をつつてしまわぬように、荷降ろしの終了後にはクレーンのフックから玉掛け用ワイヤロープを取り外す。 ②玉掛けの状況が十分に見える位置でクレーンの運転作業を行う。